

■ 個人情報保護法の改正に伴う規程例の作成

個人情報保護法の改正（令和4年4月1日施行）に伴い、「個人情報保護規程（例）」を作成しました。

主な改正内容は、次の通りです。

なお、本規程例は、「経営相談室だより No.123（平成29年5月29日）」でご案内した規程例を元に作成しています。

【個人情報保護法の改正（令和4年4月1日施行）に伴う規程例の主な改正内容】

- (1) 6か月以内に消去される短期保有データも保有個人データに該当するものとして、開示・訂正・利用停止等の対象となることに対応した。
- (2) 不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化した。
- (3) 下記(4)と併せて、漏えい等事案に対する措置を明記した。
- (4) 個人の権利利益を害するおそれ大きい個人データの漏えい等(※)が発生した場合の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化した。
(※) 一定の種類（要配慮個人情報、財産的被害のおそれ、不正アクセス）又は一定数を超える個人データの漏えい等
- (5) 保有個人データに関する公表事項に、「法人の代表者の氏名」及び「安全管理のために講じた措置」を追加した。
- (6) 保有個人データの開示請求について、電磁的記録の提供による方法等、本人が請求した方法によるべきことを規定した。
- (7) 本人による開示請求の対象に第三者提供記録を追加した。
- (8) 保有個人データの利用停止・消去・第三者提供停止について、保有個人データが違法に取り扱われている場合に追加して、利用する必要がなくなった場合、重大な漏えい等が発生した場合その他個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも、本人が請求できるように拡充した。

◆ 個人情報保護規程例（令和4年4月1日施行版） 東社協ホームページ(経営相談室だより)

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html#tayori>

◆ 個人情報保護法・ガイドライン 消費者庁

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 祝祭日年末年始休み

専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp

専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html> (東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)

